平成２２年（フ）第１４９１号
宮城県宮城郡七ヶ浜町湊浜字砂山26番地の１　レジデンスパール105号
債務者　難波　和彦
１　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９２号
宮城県宮城郡七ヶ浜町湊浜字砂山26番地の１　レジデンスパール105号
債務者　難波　信子
１　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０６号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　都市機構鶴ケ谷団地18号棟204
債務者　遠藤　恵美
１　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５２号
宮城県名取市箱塚２丁目７番18―31号　市営住宅小豆島団地
債務者　土谷　優佳
１　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６２０号
茨城県水戸市石川１丁目3986番地の１　京コーポＡ棟102号、旧住所茨城県水戸市渡里町2657番地の５
債務者　大松　政司
１　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６３４号
茨城県水戸市けやき台２丁目58番地の１　ディアコートＣ棟101号、旧住所茨城県那珂市瓜連1240番地２
債務者　天野　貴史
１　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６３７号
茨城県鉾田市飯島345番地26
債務者　三角　辰子
１　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２６４号
茨城県稲敷郡美浦村大字興津781番地１
債務者　岩城あけみ
１　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２８１号
茨城県土浦市桜町２丁目11番10―101号　グリーンパーク土浦２
債務者　小川久美子
１　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３６７号
茨城県土浦市上高津新町６番２号
債務者　長谷川慶子
１　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３６８号
茨城県稲敷郡阿見町住吉２丁目21番地15、前住所茨城県牛久市中央１丁目20番地８　シティハイムシャトー102
債務者　姜　　竹美（旧姓寺田・飯田）
１　決定年月日時　平成22年10月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３６９号
茨城県稲敷郡阿見町大字実穀1529番地136、前住所茨城県行方市橋門416番地１
債務者　辰巳　忠義
１　決定年月日時　平成22年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３７０号
茨城県つくば市東光台１丁目５番地４　ニューハニーハイツＡ棟101号
債務者　大﨑　嘉也
１　決定年月日時　平成22年10月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３７４号
茨城県つくば市花畑３丁目24番地11、住民票上の住所茨城県かすみがうら市下稲吉3193番地22
債務者　飯村　京子
１　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２１号
群馬県桐生市仲町２丁目３番５号
債務者　伊藤　千春
１　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第５１１号
金沢市示野町ロ55番地３、住民票上の住所金沢市示野町ロ48番地７
債務者　磯野　　暁
１　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５１３号
石川県石川郡野々市町菅原町23番50号　県営２―31
債務者　小﨑　宏美（旧姓鴨瀬）
１　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　金沢地方裁判所